

別表（第4条関係）

1 基本指数表

類型		保護者の状況		指数	
1	居宅外労働又は居宅内労働	週5日以上 就労	1日8時間以上の就労を常態	50	
			1日7時間以上8時間未満の就労を常態	45	
			1日6時間以上7時間未満の就労を常態	40	
			1日4時間以上6時間未満の就労を常態	35	
		週4日以上 就労	1日8時間以上の就労を常態	40	
			1日7時間以上8時間未満の就労を常態	35	
			1日6時間以上7時間未満の就労を常態	30	
			1日4時間以上6時間未満の就労を常態	25	
		週3日以上 就労	1日8時間以上の就労を常態	30	
			1日7時間以上8時間未満の就労を常態	25	
			1日6時間以上7時間未満の就労を常態	20	
			1日4時間以上6時間未満の就労を常態	15	
		上記以外の居宅外労働又は居宅内労働			15
		2	妊娠中又は出産後間がない	出産予定日の属する月の2月前の初日から出産予定日の2月後の日の属する月の末日までの間にある	35
3	疾病若しくは負傷又は精神若しくは身体の障害	疾病又は負傷	常時病臥（が）又はおおむね1月以上入院（入院の予定を含む。）	50	
			一般療養（週3日以上通院を常態）	30	
			精神性疾患、感染症又は特殊疾病にり患している	20	
	精神又は身体の障害	精神障害者保健福祉手帳の障害等級が1級若しくは2級、愛の手帳の障害の程度が1度若しくは2度又は身体障害者手帳の障害の程度が1級若しくは2級である	50		

			愛の手帳の障害の程度が3度若しくは4度又は身体障害者手帳の障害の程度が3級若しくは4級である	35
			上記以外	20
4	常時介護又は看護	在宅介護又は看護	常時観察、介護又は看護が必要（要介護認定5～3）	50
			常時観察、介護又は看護の必要はないが、日常生活全般において恒常的な介護又は看護が必要（要介護認定2～1）	35
			上記以外	20
	介護又は看護	病院等での親族を病院等で介護又は看護している時間が週5日以上であり、かつ、1日4時間以上である	40	
		親族を病院等で介護又は看護している時間が週4日以上であり、かつ、1日4時間以上である	30	
		親族を病院等で介護又は看護している時間が週3日以上であり、かつ、1日4時間以上である	20	
5	災害	災害による家屋の損傷その他災害の復旧のため保育に当たれない	50	
6	求職	就労内定又は事業を開始する予定	10	
		求職のため日中の外出を常態	5	
7	就学、技能習得等	職業訓練校又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校に通学している	類型1を準用	
		職業に必要な能力を育成することを目的とした教育を行う学校教育法第124条に規定する専修学校又はこれに類する教育を行う同法第134条に規定する各種学校に通学している	類型1を準用	
8	虐待、DV	児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条又は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第1項の対象者と認められる場合	50	

9	その他	公的機関の意見書又はこれに類する書類により証明する事実により明らかに保育に欠けると認められる状態にある	50
		上記以外で明らかに保育に欠けると認められる状態にある	5～50

注 父又は母のそれぞれが複数の項目に該当するときは、それぞれそのうちいずれか高い指数を用いる。

## 2 調整指数表

区分		児童が属する世帯の状況	指数
世帯の状況	1	父及び母のいずれもが入所の申込みに係る児童（以下この表において「申込児童」という。）と同居していない	10
	2	父又は母のいずれかが申込児童と同居しておらず、かつ、同居の親族その他の者で申込児童を保育することができるものがない	10
	3	生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている	5
	4	世帯の生計を維持するために就労していた保護者が失業し、当該保護者又はその他の保護者が速やかに就労することが必要である	10
	5	保護者が保育従事者として保育所等に就労し、又は就労する予定である	10
	6	保護者が育児休業後に復職し、又は復職する予定である	5
	7	父又は母のいずれかが武蔵村山市保育の必要性の認定に関する事務取扱基準（平成26年武蔵村山市訓令（甲）第17号。以下この表において「取扱基準」という。）第2条第2項各号のいずれかに該当する状態にあり、申込児童の保育が著しく困難である	5
	8	同居している65歳未満の保護者の父母が無職又は求職中である	－5
児童の状況	9	社会的養護が必要な状態にある	10
	10	取扱基準第2条第2項各号のいずれかに該当する状態にある	5
	11	保育を受けようとする保育所等が、兄弟姉妹が現に保育を受けている保育所等と同一である	3
	12	地域型保育事業による保育を受けている	5
	13	申込児童を認証保育所、保育室、ベビーシッター等に、月ぎめで有償	3

	で預けることを常態としている	
14	その他特別の事情がある	最高10

注 複数の項目に該当するときは、そのうちいずれか高い指数を用いる。

### 3 類型指数表

番号	児童が属する世帯の状況	指数
1	基本指数表に定める災害の類型に該当	10
2	基本指数表に定める虐待、DVの類型に該当	9
3	基本指数表に定めるその他の類型に該当	8
4	基本指数表に定める疾病若しくは負傷又は精神若しくは身体の障害の類型のうち精神又は身体の障害に該当	7
5	基本指数表に定める疾病若しくは負傷又は精神若しくは身体の障害の類型のうち疾病又は負傷に該当	6
6	基本指数表に定める妊娠中又は出産後間がないの類型に該当	5
7	基本指数表に定める常時介護又は看護の類型に該当	4
8	基本指数表に定める居宅外労働又は居宅内労働の類型に該当	3
9	基本指数表に定める就学、技能習得等の類型に該当	2
10	基本指数表に定める求職の類型（就労内定又は事業を開始する予定に該当するものに限る。）に該当	1

注 複数の項目に該当するときは、そのうちいずれか高い指数を用いる。